

35213

山口県

美祢市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
1億円以上 （中小企業 5,000 万円以上） （市内中小企業 3,000 万円以上） 【対象業種】 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告業、デザイン業、自然科学研究所及び旅館・ホテル業、産業構造の高度化、多角化等に寄与すると認める事業	新規雇用 5 （中小企業2） （市内中小企業1）	課税免除 （美祢市企業立地奨励条例）	固定資産税 及び 都市計画税	3年度間
① 製造業・旅館業 資本金 5,000 万円以下の事業者：500 万円以上 資本金 5,000 万円超 1 億円以下の事業者：1,000 万円以上 資本金 1 億円超の事業者：2,000 万円以上 ② 農林水産物等販売業・情報サービス業等 500 万円以上	—	課税免除 （過疎法）	固定資産税	3年度間
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し、山口県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第 24 条に基づく主務大臣が定める基準（先進性であること等）」に適合することにつき国の確認を受けた場合 （土地・建物等の取得合計額） ① 一般：1 億円以上 ② 農林漁業関連：5,000 万円以上	—	課税免除 （地域未来投資促進法）	固定資産税 （土地・家屋・構築物が対象）	3年度間

地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和8年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの	新規雇用 5 (中小企業 1)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100	固定資産税の一 定割合	3年度間
中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備	—	課税標準の特例 (中小企業等経営強化法) 【特例率】 賃上げ表明 1.5%以上 1/2 賃上げ表明 3%以上 1/4	固定資産税	3～5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
美祢市企業立地奨励条例	H20.3 (R6.4 改正)	○雇用奨励金 1 特定事業 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告業、デザイン業、自然科学研究所及び旅館・ホテル業、産業構造の高度化、多角化等に寄与すると認める事業 2 事業所の設置(協定の締結が必要) ① 市内に事業所を有しない者が市内に事業	○雇用奨励金 ・雇用奨励金 新規雇用従業員(市外事業所からの配置転換者を含む)のうち ①正規従業員1人につき男性 50万円、女性 60万円 ②非正規従業員1人につき男性 20万円、女性 30万円 (①・②とも障害者の場合は、それぞれ1人につき10万円を加算) ・500人を限度(中小企業者又は市内

		者を新設、又は移設する場合 ②市内に事業所を有する者が市内に事業所を新設、増設又は移設する場合 3 投下固定資産総額 固定資産の取得価格の合計額)が1億円以上 (中小企業者 5,000 万円以上(市内地元中小企業者 3,000 万円以上))であること 4 新規雇用従業員(市外事業所からの配置転換者を含む) 5 人以上(中小企業者 2 人以上(市内中小企業者 1 人以上))であること 5 その他 本市税を完納していること	中小企業者 300 人) ※事業所の設置に係る協定を締結した日から、操業開始日等の日を起算日として3年を経過した日の前日までの間に1年以上雇用していること
みねサテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱	R4.4.1	1 補助要件 ・市外の企業等が、本拠とは別に市内へサテライトオフィスを開設すること ・美祢市と企業等の間に開設に関する協定等を締結すること ・会社常勤役員又は常用雇用者が当該サテライトオフィスに1人以上常駐し、以下のいずれかの要件を満たしていること (1) 新規雇用により、市内に住民票のある会社常勤役員又は常用雇用者が、6 月以上の勤務実績(協定前の準備期間を含める。以下同じ。)を有すること (2) 県外本社等の会社常勤役員又は常用雇用者が、人事異動により市内に移転した場合は、住民票を移動してから1年以上の勤務実績を有すること ・企業等は申請時点において、1 年以上同種の事業等を営んでいること ・企業等は市内に常駐し、引き続き従前の事業活動を5年以上行うこと ・企業等が個人事業主の場合は、過去 3 年間の平均年間所得が 600 万円以上あるか、その所得が見込まれること ・対象経費について重複して他の補助金を受けていないこと 2 対象業種(サテライトオフィスの定義) 次に掲げる(1)～(6)までのいずれかに該当する業務を主として行う事務所 (1)本社機能の一部(総務部門等)を行う業務 (2)情報等システムの開発・運営・管理、プログラム等を行う業務 (3)各種設計、デザイン、編集等を行う業務 (4)インターネットを活用した業務(e ビジネス、e ラーニング等) (5)新製品の研究開発等を行う業務 (6)このほか市長が特に必要と認める業務	

みねサテライトオフィス等視察費用助成金 交付要綱	R4.4.1	○助成対象者 助成対象地の視察を行う次の(1)～(4)の要件を全て満たす県外事業者 (1) 製造業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業又はサービス業(他に分類されないもの)を営む者であること (2) 法人として既に1年以上の事業活動実績があること (3) 国・県・市等において交付を受けた同種の助成金等と重複して交付を受ける者でないこと (4) 風営法第 2 条に定める業種、公序良俗に反する事業又は宗教的施設として活用する事業を営む者でないこと	○対象経費 助成対象者が負担する従業員及び役員の出発地(国外の場合、国内空港とする)から美祢市までの交通費のうち、公共交通機関(タクシーを除く)及びレンタカーを利用した実費に限るもの ○助成金額 上限 15 万円(一人当たり 5 万円までを限度とし、3人まで)
美祢市本社機能等移転促進事業補助金交付要綱	R2.11.1	○補助対象者 次の(1)～(5)の要件を全て満たす事業者 (1) 美祢市内において本社機能等の移転又は拡充を行う者であること (2) 新規常用雇用者5名(中小企業者にあっては2名)以上雇用する者であること (3) 市税を滞納していない者であること (4) 本社機能等の移転に伴い、施設整備を行うこと (5) 山口県で策定した地域再生計画に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について県知事の認定を受けていること	○補助金額 新規常用雇用者 1 人につき 50 万円(ただし、美祢市企業立地奨励条例に基づく雇用奨励金の対象となる場合は、当該雇用奨励金の 1 人当たりの額を差し引いた額を乗じて得た額) 【交付対象人数】 1 事業者につき 50 人(中小企業者は 30 人)を限度とする